

年金担保貸付事業に関する重要なお知らせ

年金担保貸付制度については、平成34年3月末（予定）で申込受付を終了します。

- 年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定において廃止することが決定されました。
- その後、閣議決定を踏まえて、平成23年12月及び平成26年12月の2回にわたり、制度の見直しを行い、事業規模の縮減等が行われ、このたび、「平成34年3月末を目途に新規貸付を終了する」との方針を決定しました。
 - ※平成30年3月 独立行政法人福祉医療機構中期目標（厚生労働省）
 - ・ 年金担保貸付事業に関する周知状況を勘案した上で平成33年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。
 - ・ 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。
 - ・ なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。
- 平成34年3月末に申込受付を終了するまでの間は、従来通り、年金担保貸付の申込が可能です。また、年金担保貸付の返済期間及び返済方法は従来と全く同様です。
- 家計に関する支援が必要な方は、お住まいの地域の[自立相談支援機関](#)にご相談ください。また、一定の審査要件を満たす方は、社会福祉協議会が実施する「[生活福祉資金貸付制度](#)」を利用することができます。

【参考】

年金担保貸付事業（平成34年3月末に新規貸付を終了予定）

年金担保貸付事業とは、国民年金または厚生年金保険の年金を担保として融資する制度です。保健・医療、介護・福祉、住宅改修、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

○実施主体

独立行政法人福祉医療機構

○融資を受けられる対象者

次の年金証書をお持ちで、現在、その年金の支払いを受けているかたが、ご利用いただけます。年金の種類は老齢年金、老齢基礎年金、障害年金、遺族年金のいずれも対象となります。

- ・ 国民年金・厚生年金保険年金証書
- ・ 船員保険年金証書（平成22年1月以降の事故による船員保険の障害・遺族年金は対象になり

ません。)

- ・ 国民年金証書（無拠出制の老齢福祉年金、特別障害給付金および国民年金基金は対象になりません。)

※年金担保貸付制度の詳細については[独立行政法人福祉医療機構のホームページ](#)をご覧ください。

年金担保融資以外の関連制度等のご案内

①「[自立相談支援機関](#)」について

◆利用対象者

生活に困りごとや不安を抱えている方

◆支援内容

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。

また、より具体的に収支状況の改善に向けた家計改善支援事業（家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等）の利用をご案内することがあります。

※利用を希望される方は、お住まいの地域の自立相談支援機関等にご相談ください（最寄りの相談先がご不明の場合には、お住まいの市区町村にご確認ください）。

②「[生活福祉資金貸付制度](#)」について

◆利用対象世帯

福祉資金は日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用を貸し付ける資金です。対象世帯については、次の通りです。

○低所得世帯

必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）

○障害者世帯

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現在、障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯

○高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上、療養または介護を要する高齢者等で、一定の収入要件あり）

◆このほか、不動産担保型生活資金（低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金）があり、高齢者が療養または介護を要する状態にならない場合も含まれます。

◆それぞれの貸付には、記載している以外にも条件等があります。また、各都道府県社会福

祉協議会による審査があります。

※貸付を希望される方は、お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

③ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

(利用対象者)

- 母子家庭の母とその扶養する児童
- 父子家庭の父とその扶養する児童
- 寡婦 等

<お問い合わせ>

融資には審査があります。

お住まいの市区役所または町村役場にご相談ください。

④ 高額療養費制度

(利用対象者)

○ 医療保険制度に加入している方

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

※70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。

<お問い合わせ>

ご加入の医療保険者(※)にご相談ください。

※健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)、市区役所または町村役場(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

⑤ 国の教育ローン、女性・若者／シニア起業家支援金

(利用対象者)

○ 修業年限が原則6か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育機関に入学・修学される方の保護者(教育ローン)

○ 女性または30歳未満か55歳以上の方で、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年未満の方(女性・若者／シニア起業家支援金)

<お問い合わせ>

融資には審査があります。お近くの日本政策金融公庫にご相談ください。

⑥ 埋葬料、埋葬費

(利用対象者)

○ 亡くなった方により生計を維持されていて埋葬を行った方

○ (上記の方がいない場合) 実際に埋葬を行った方

<お問い合わせ>

亡くなった方が加入されていた医療保険者（※）にご相談ください。

※健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）、市区役所または町村役場(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

多重債務の相談窓口

ローンやクレジットなど複数の債務(多重債務)があり、返済にお困りの方は、年金担保融資をご利用の前に、各専門機関の相談窓口でご相談されることをお勧めいたします。

○ 法テラス

Tel 0570-078374 (PHS可) (IP電話からは03-6745-5600)

受付時間：平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00

HPアドレス <http://www.houterasu.or.jp/>

○ 市区町村の無料法律相談

※お住まいの市区役所または町村役場にお尋ねください。

○ 各地域の消費生活センターの相談窓口

※お住まいの都道府県庁、市区役所または町村役場にお尋ねください。

○ 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会

Tel 0570-031640

受付時間：毎週月曜日～金曜日10:00～12:40 / 14:00～16:40

HPアドレス <http://www.jcco.or.jp/>

年金担保融資のあっせん（コンサルティング）業者・偽装質屋にご注意ください

あっせん（コンサルティング）業者を名乗る者から、年金を受給されている方に年金担保融資の借入れを有利に行うと電話で勧誘し、年金担保融資のあっせんの契約を交わしておいて、実際には融資のあっせんに関わることは一切行わず、手数料だけを請求するという詐欺行為による被害が発生しております。

また、質屋営業を装い、担保価値の無い物品を質入れさせた上で、実際は、年金を担保にして金銭の貸付けを行い、高額な金利の支払いを請求するという被害も発生しています。

年金担保融資制度は、年金を担保として融資することが法律で唯一認められ、一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

年金担保融資をご利用の際には「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示された銀行、信用金庫、信用組合の窓口にて直接お申込みいただけますので、あっせん（コンサルティング）業者や偽装質屋等の利用は絶対に行わないようにしてください。